

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Brazil, Canada, Fiji, Jordan, Kenya, Lebanon, New Zealand, South Africa, South Korea, Sudan, Syria, United Kingdom,

第 80 回国連総会第一委員は、

人間の判断が最終的に介入しないものを完全自立型兵器として認識し、

完全自立型兵器を LAWS として認識し、

LAWS これ以上の開発、使用、譲渡、技術研究の移転、保有、生産を行わないことの重要性を認識し、

AI 兵器の仕様によって国際人道法を逸脱した行為が行われる可能性に深い憂慮抱いて言及し、

生成 AI の誤作動を防ぐために各機関及び関係者が国連の関係機関に調査書を報告することの重要性を認識し、

AI を搭載するの誤作動時の責任の所在を明確にすることの重要性を認識し、

LAWS 等によって国際法に反する行為が起こってしまったときにどの機関が制裁を検討すべきかということを決定する重要性を認識し、

1. LAWS を航空機や船舶といった特定の形状や機能を有する兵器に限らず、部隊や兵器の総合的な指揮統制システムといった、どのような形態でも存在しうる包括的な意味での兵器及びシステムを意味するものであることを強調する
2. すべての加盟国に対して、LAWS に関してこれ以上の開発、使用、譲渡、技術研究の移転、生産、改良を行わないことを強く要請する
3. 各国に対して、軍事用 AI の使用においても国際人道法が適用されることを確認することを求める
4. 各国に対して、生成 AI の誤作動が起きないようにするために、以下の内容の調査書を国連の関連機関に提出することを訴える
 - a. 開発者は、開発方法、データの有無の管理方法、手順効能
 - b. 国連の関連機関から各国に派遣された派遣員は実験方法、誤作動の有無、データ、効能
 - c. 使用者は誤作動の有無、誤情報の流出、手順、効能、使用後の経過

5. 国際社会に対して、AIを搭載する兵器システム及び兵器によって誤作動などによって国際法違反が生じた場合、以下の主体が法的および倫理的責任を負うものとするを要請する
 - a. かかるシステムを配備、承認、またはその使用を防止しなかった国家、及び企業
 - b. 当該システムの違法な行動に重大な過失または法的・倫理的基準に対する明白な無視が認められる開発者および製造者
 - c. これらの責任は技術の進歩に阻害しないように責任が分担されること

6. 国連安全保障理事会に対して、AIを搭載する兵器システム及び兵器に関する体系的な国際法違反の信頼性ある証拠がある場合、国連憲章に従い、国連制裁委員会で検討したうえで決定しなかった場合、ICCへの付託などの適切な措置を検討するものとするを要請する